第百三十七条第一項	公告するとともに、移転対象契約者にこれらの事項を通知しなければ	公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならない。この場合において、当該移転団体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、当該方法に加えて、この項の規定による公告は、官報に掲載する方法でしなければ
第百三十七条第三項	公告	公告又は通知
第百三十九条第二項第一号	保険契約者等	共済契約者等（共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者をいう。）
第百四十条第三項	当該会社	当該団体

（事業の譲渡及び譲受けに係る保険業法の規定の準用）

第三十八条　保険業法第百四十二条の規定は、共済団体について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

（業務及び財産の管理の委託に係る保険業法の規定の準用）

第三十九条　保険業法第二編第七章第三節（第百四十八条第三項及び第四項を除く。）の規定は、共済団体の業務及び財産の管理の委託について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

受託会社	受託団体
委託会社	委託団体
内閣総理大臣	行政庁

２　前項の規定により保険業法の規定を共済団体の業務及び財産の管理の委託について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十四条第一項	この法律	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
第百四十四条第二項	株主総会等	社員総会等（以下「社員総会等」という。）
第百四十四条第三項	会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項又は第百八十九条第二項
第百四十四条第四項	第百三十六条第三項	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十七条において読み替えて準用する第百三十六条第三項

第百四十五条第二項第一号	保険契約者等	共済契約者等（共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者をいう。）
第百四十六条第一項	商号、名称又は氏名	名称
	本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）	主たる事務所
第百四十六条第二項	本店又は主たる事務所	主たる事務所
第百四十六条第三項	商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七条に定める書類並びに同法第三百三十条において準用する商業登記法第十八条及び第十九条
第百四十六条第三項第一号	株主総会等	社員総会等
第百四十七条	この法律	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
第百四十八条第一項	保険契約	共済契約
第百四十九条第一項	株主総会等	社員総会等

（受託団体の代理権等）

第四十条　会社法第十一条第一項及び第三項の規定は、前条において読み替えて準用する保険業法第百四十四条第一項に規定する受託団体について準用する。この場合において、会社法第十一条第一項中「会社」とあるのは「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十九条において読み替えて準用する保険業法第百四十四条第二項に規定する委託団体」と、「事業」とあるのは「共済事業に係る業務及び財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条の規定は、前条において読み替えて準用する保険業法第百四十四条第二項に規定する委託団体について準用する。この場合において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律第三十九条において読み替えて準用する保険業法第百四十四条第一項に規定する受託団体」と読み替えるものとする。

第三章　解散等

（解散の原因）

第四十一条　共済団体に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条及び第二百二条第一項の規定の適用については、同法第百四十八条中「次に」とあるのは「第三号から第六号までに」と、同項中「次に」とあるのは「第三号から第七号までに」とする。